## 破産手続廃止

**平成２６年（フ）第５６号**
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙364番地１
太田アパート６号室、前住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2162番地１　メゾンクレールＥ号室
破産者　和多　露子
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２７年（フ）第６９号**
兵庫県伊丹市中央４丁目６番４号
破産者　有限会社上村
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第４６８号**
福岡県久留米市梅満町1709番地
破産者　三和興産有限会社
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第５５３号**
栃木県宇都宮市竹林町480番地４、前住所栃木県宇都宮市上野町6068番地　県営うえの住宅９号棟36号室
破産者　篠崎　道子
１　決定年月日　平成27年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１４６号**
栃木県那須烏山市志鳥2211番地２
破産者　阿久津道明
１　決定年月日　平成27年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１６４号**
栃木県日光市中小来川2653番地
破産者　有限会社丸大
１　決定年月日　平成27年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１６５号**
栃木県日光市中小来川2653番地
破産者　大橋　裕正
１　決定年月日　平成27年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１７６号**
栃木県鹿沼市上粕尾397番地２、住民票上の住所栃木県鹿沼市西沢町438番地６
破産者　松島　弘一
１　決定年月日　平成27年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１６５号**
三重県津市高茶屋小森町2687番地３
破産者　株式会社渚興業
１　決定年月日　平成27年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第６８３号**
横浜市戸塚区上矢部町2144番地
破産者　有限会社持丸工務店
１　決定年月日　平成27年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３８号**
神奈川県伊勢原市高森２丁目18番47号
破産者　有限会社松岡
１　決定年月日　平成27年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第９６号**
新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬字諏訪町300番地１
破産者　有限会社宮下工務店
１　決定年月日　平成27年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２６年（フ）第１６９号**
新潟県柏崎市西本町３丁目４番10号
破産者　合資会社鋸工房
１　決定年月日　平成27年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

## 破産手続終結

**平成２７年（フ）第６号**
千葉県茂原市早野2673番地２
破産者　米倉　忠史
１　決定年月日　平成27年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第９２９号**
愛知県清須市春日新田71番地
破産者　美和産工株式会社
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１３８７号**
愛知県清須市阿原神門242番地
破産者　有限会社三和
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２３２８号**
大阪市中央区本町４丁目５番４号
破産者　株式会社ＺＥＲＯ－ＥＮ
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１６２号**
大阪府岸和田市西之内町39番39号
破産者　株式会社寺田組
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２１６７号**
大阪府八尾市南太子堂４丁目２番27号
破産者　エスアイエム株式会社
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２２７０号**
大阪市中央区久太郎町１丁目５番31号　三星中央ビル203号
破産者　株式会社マキ
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２８０８号**
大阪市西淀川区御幣島３丁目14番18－903号
破産者　有限会社阪神テラオカ
１　決定年月日　平成27年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部